

安家川 ②

1	漁業権番号	内共第3号（安家川）						
2	漁場の区域	九戸郡野田村大字玉川下安家大橋橋脚下流端の線から上流の安家川本流及びその支流の区域						
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
			あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉町との町村境から上流の安家川本流の免許区域	8月1日から10月31日まで		
			やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
			さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
			いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
			うぐい	〃	〃	3月1日から12月31日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		茂井長とろ淵の上流100メートルの地点から同淵の下流200メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで			
		年々川全域			〃			
川口沼淵の全300メートルの区域			〃					
松ヶ沢保呂草滝の上流200メートルの地点から同滝の下流200メートルの地点までの区域			〃					
元村清水川全域及び同川との合流点から下流の中の橋までの安家川本流の区域			1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を除く。)					
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。							
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	いwana		〃					
	うぐい		〃					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いwana若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、いwana若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4	遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 1,500	円 12,200	組合事務所及び指定販売所
				やまめ さくらます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り	円 1,300	円 8,600				
<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>								

遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り			
雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000		
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。					